

全ての事業者さまで...

## 最も大切なのは、 実は「社内への周知徹底」！

前述のとおり、

飲食料品の販売がない事業者の方も、  
軽減税率「8%」が適用された購入品と  
通常の税率「10%」が適用された購入品を  
区分する必要があります。

経費精算は[領収書]が必要だと  
思われている方も多いと思いますが、  
「領収書」と記載されていないレシートで  
差し支えありません(おしろ購入品がはっきり  
するので経理処理はスムーズです！)。

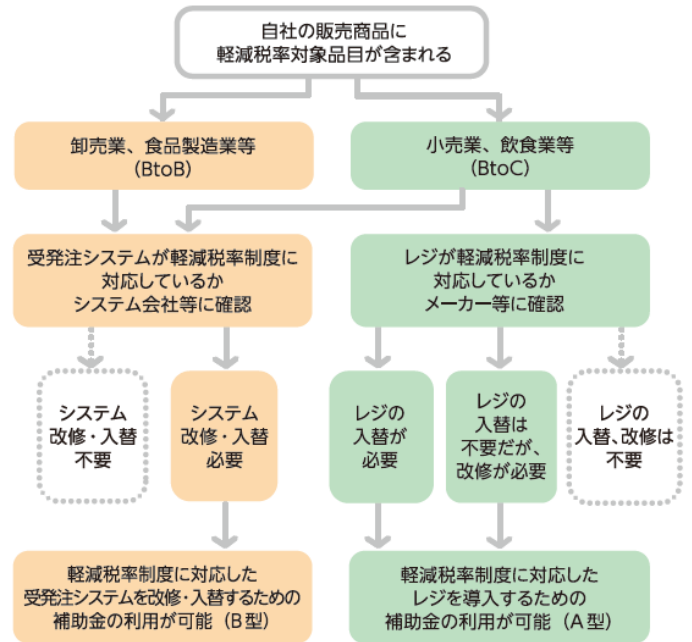
「面倒になる」ではなく、  
「社内体制を整えるきっかけができる」と  
前向きにお考えいただきたいと思ひます。



軽減税率対象品を“売る”事業者さまは...

## 軽減税率に対応したシステムへの 対応はできていますか？

軽減税率に対応するためのレジの入れ替えや  
システム改修をする場合には、  
国の補助金制度が利用できます。  
2019年9月30日までに導入又は改修が  
完了したものが、支援対象とされています。



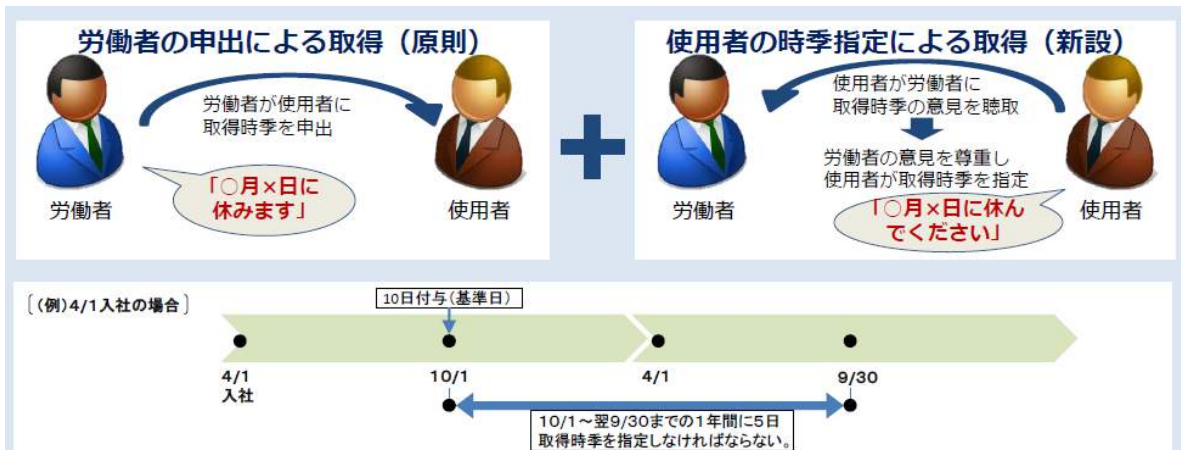
(図)日本商工会議所 小冊子「中小企業のための消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策」より抜粋

## 制度のご紹介

### 「年次有給休暇の指定義務化」について

「有休なんて！」と思われる事業主さまも多いかと思いますが、労働基準法では「一定要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与える」ことを規定しています。

しかし、あまり取得は進んでいないのが現実だと思ひます。そのため、先般、労働基準法が改定され、2019年4月から全ての企業において、年10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対し、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。



(厚生労働省ホームページより)